

日野市商業振興条例が制定されました

問 産業振興課 (☎514-8437) ID 1007418

条例の目的

この条例は、近年の商業を取り巻く環境の変化を受け、商業振興に向けた関係者の責務などを定め、各関係者の強みを融合して将来にわたり市の商業の成長および発展を図り、もって商業の活性化および市民生活向上を目指すことを目的としています。

条例の特徴1

将来的な商業の視点が盛り込まれています。

●前文：次世代の商業を担う意欲を持った事業者、創業者などが活躍できる環境の創出

●基本理念：商業振興は、次世代の商業を担う意欲を持った事業者および創業者などが主体的に活躍できることを目的に行わなければならない

●「将来を見据えた」、「変化に応じた」、「多様化する」などの文言により、将来的な変化にも対応できるよう規定

条例の特徴2

基本理念に高齢者、障害者への合理的配慮を規定しています。

●第3条第2項(抜粋)「関係者は(中略)高齢者や障害者などの市民に配慮した対応をするよう努めなければならない。」

今後の展開

条例制定を契機に新たな4つの商業支援策を展開していきます。

①「魅力ある個店創り」支援事業

専門家派遣費用補助、若手商人塾、魅力ある個店創り資金補助金など

②創業者・空き店舗支援事業

空き店舗ポータルの活用や創業者支援ガイドの作成

③商業の担い手育成および雇用確保の支援

事業承継や雇用確保における支援

④市内購買の促進

商店会の紹介や魅力ある個店の紹介

商業振興条例推進協議会

商業振興条例制定後に商業振興条例推進協議会を設置、この条例で定める責務を推進し、検証します。

市では平成30年5月から、学識経験者・市内商業関係者・商業関係団体・市民・行政機関などにより構成された「(仮称)日野市商業振興条例策定協議会」において、日野市商業振興条例の策定作業を進めてきました。

このたび、パブリックコメントにおけるご意見を踏まえた条例案を市議会定例会に提出し、議会の承認を経て、当条例が制定されました。

広報今号ではこの条例の目的や特徴などを紹介します。なお、条例全文は市HPでご覧いただけます。



▲策定協議会から市長へ条例案を提出

商業者さん必見!! ID 1003537 専門家派遣制度拡充

専門家派遣制度とは、店舗・商品・ロゴなどのデザインを検討したい、経営改善計画の作成とフォローアップ支援を受けたいなどさまざまな場面で、専門家を派遣する事業です。条例制定に伴い、幅広く利用していただけるようこの制度を拡充しました。

自社の課題解決やステップアップを目指す中小企業者(個人事業主含む)が、東京都中小企業振興公社の専門家派遣事業を受ける際に要する費用の一部を補助します。詳しくは、市HPをご覧ください。

補助額 1回10,000円

ひとり親・障害児手当

ひとり親家庭などと障害児の養育者に手当を支給します 問 子育て課 (☎514-8598)

母子・父子家庭、障害のあるお子さまを養育している家庭などに各種手当を支給します。まだ申請していない方はお早めに申請してください。なお、4月から児童扶養手当の月額が変わります(下表参照)。

いづれの手当も所得制限があるほか、児童が施設に入所している場合などについて申請できないことがあります。詳細はお問い合わせください。

区分	対象	支給額	支給制限
育成手当 ID 1003956	次のいずれかに該当する平成13年4月2日以降生まれの児童を養育している父、母または養育者①父母が離婚②父または母が死亡もしくは生死不明③父または母が重度の障害者④父または母が1年以上拘禁されている⑤父または母に1年以上遺棄されている⑥婚姻によらないで出生⑦父または母が裁判所からのDV保護命令を受けたとき	児童1人につき月額13,500円	・所得が限度額以上 ・対象児童が児童福祉施設に入所している
障害手当 ID 1003955	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方①愛の手帳1～3度程度②身体障害者手帳1・2級程度③脳性まひまたは進行性筋萎縮症	児童1人につき月額15,500円	・所得が限度額以上 ・対象児童が児童福祉施設に入所している
児童扶養手当 (4月から月額1.0%引き上げ) ID 1003952	次のいずれかに該当する平成13年4月2日以降生まれ(一定の障害がある児童は20歳未満)の児童を養育している父、母または養育者①父母が離婚②父または母が死亡もしくは生死不明③父または母が重度の障害者④父または母が1年以上拘禁されている⑤父または母に1年以上遺棄されている⑥婚姻によらないで出生⑦父または母が裁判所からのDV保護命令を受けたとき	・本体額(第1子)10,120円～42,910円 ・第2子加算額5,070円～10,140円 ・第3子以降加算額3,040円～6,080円 (所得に応じて変わります)	・所得が限度額以上 ・対象児童が児童福祉施設に入所している ・公的年金受給額が児童扶養手当額を上回る

注意 重度の障害とは、①国民年金法および厚生年金法による障害等級1級程度の方②身体障害者手帳1・2級程度の方③身体機能および精神に、労働することを不能にさせ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有する方

コンビニエンスストアでの証明書交付サービスを停止

ID 1004793

問 市民窓口課 (☎514-8206) システムメンテナンスのため、下記の日時でコンビニ交付サービスを停止します。ご不便をおかけしますがご了承ください。

日時 4月20日(土)23:00～22日(月)6:30、4月29日(祝)23:00～5月1日(祝)10:00

交付できない証明書 全ての証明書

ひの煉瓦ホール(市民会館)は平成32年度に改修工事のため長期休館します ID 1011437

開館から34年が経過したひの煉瓦ホール(市民会館)は、空調設備や照明を中心に老朽化した設備の改修工事を実施します。

ご利用の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。

休館期間 平成32年(2020年)7月13日～平成33年(2021年)2月28日

主な改修内容 空調設備、一般照明設備LED化など

問 文化スポーツ課 (☎514-8462)

都市計画・まちづくり

日野市住宅ストック活用推進協議会市民委員募集

ID 1011584

任期 5月中旬から2年間※会議は年4回程度原則平日に開催
対象 市内に1年以上住民登録している20歳以上の方で市の空き家対策に関心があり積極的に推進する意思のある方

募集人数 2人

報酬 1万500円

申込 5月7日(火)までに〒191-8668 日野市役所3階都市計画課へ郵送または持参。作文(空き家対策をどう進めるか)(800～1千600字)、応募理由、居住年数、住所、氏名、年齢、生年月日、性別、職業、電話番号を記入。提出書類および作文は返却不可
問 都市計画課 (☎514・8371)

日野市都市計画審議会

ID 1009803

日時 4月26日(金)午後3時から

会場 市役所4階庁議室

付議予定案件 日野緑地の追加・南平六丁目地区地区計画の決定

▼傍聴

受付 午後2時30分～2時45分に市役所3階都市計画課へ
定員 先着10人
問 都市計画課 (☎514・8354)

子供の育成

日野市地区青少年育成会総会開催

ID 1007968

地区青少年育成会は、中学校区ごとに組織され、子供たちが健やかに育つことを願い、地域に住むすべての子供の育成について、地域ぐるみで考え活動しています。

このたび、昨年度を振り返り、今年度1年間の活動方針などを定める総会を開催します。子供たちを健やかに育むためには、地域の力が必要です。関心のある方は総会や今後の活動にぜひご参加ください。

日時・会場 左表の通り

地区名	日時	会場	問い合わせ先
一中地区	5月17日(金)18:30から	一中食堂	伊野 (☎587-1419)
二中地区	4月20日(土)18:00から	二中食堂	大山 (☎582-3465)
七生中地区	5月10日(金)19:00から	七生中食堂	宮下 (☎592-4663※夜間のみ)
三中地区	4月24日(木)19:00から	百草団地第一集会所2・3室	田邊 (☎090-4138-7502)
四中地区	4月23日(火)19:00から	四中食堂	田村 (☎582-0721)
三沢中地区	5月10日(金)18:30から	三沢中食堂	藤枝 (☎080-7221-6721)
大坂上中地区	4月18日(木)18:30から	大坂上中食堂	奥住 (☎583-1944)
平山中地区	4月23日(火)18:30から	平山中食堂	大濱 (☎591-5977)

文化

立川市・国立市と図書館相互利用を開始

ID 1011314

市は5月22日(水)から、立川市および国立市と図書館相互利用を開始します。

市内在住の方は、立川市・国立市の図書館で本などの貸出を受けることができます。

なお、共通のカードはありません。利用したい市の図書館で登録を申し込み、利用カードの発行を受けてください。

問 中央図書館 (☎586・0584)

生涯学習

保育協力員登録者募集

ID 1008153

市内施設での市主催の講座・イベントなどに小さなお子さまをお持ちの方も参加できるよう、保育をしていただけるボランティア登録者を募集します。

対象 18歳以上の市内在住者で、保育に関する知識および経験を有する方
※保育士資格の有無は不問

内容 1歳～未就学児程度の1回3時間までの保育

謝礼 1回2千円

申込 5月10日(金)までに電話
問 生涯学習課 (☎514・8765)